第六号様式別表五(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第五条関係)

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号									
		事業年度	令和		年		月		日から		
			令和		年		月		日まで		

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業)

所得金額の計算

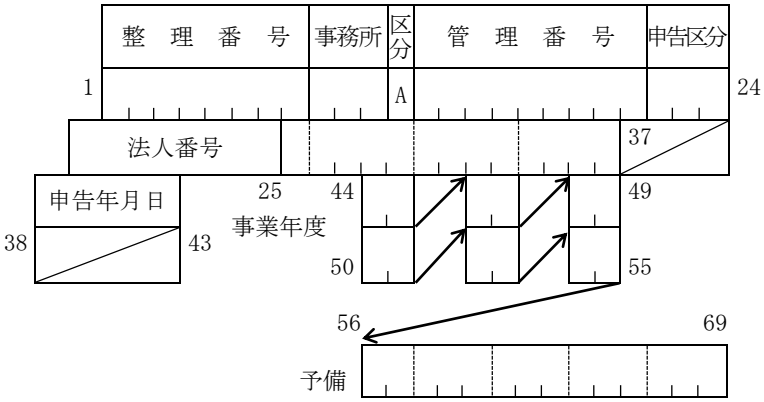
			兆	十億	百万	千	円
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))		①					
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③					
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④					
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤					
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦					
	小計	⑧					
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨					
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭					
	小計	⑮					
仮計 ①+⑧−⑮		⑯					
外国の事業に帰属する所得		⑰					
再仮計 ⑯−⑰		⑱					
非課税等所得	林業に係る所得	⑲					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳					
	社会保険等に係る医療の所得	㉑					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒					
	小計	㉓					
所得金額差引計 ⑱−㉓		㉔					
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額		㉕					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉖					
所得金額再差引計 ㉔−㉕−㉖		㉗					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉘					
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉙					
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉚					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉛					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉜					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉝					
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉞					
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉟					
合計 ㉗−㉘−㉙−㉚−㉛−㉜−㉝+㉞−㉟		㊱					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊲	人
	期末の総従業者数	㊳	
	外国から生ずる事業所得 (⑯+⑩)×㊲/㊳	㊴	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊵	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊶	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊷	
	鉱物の掘採事業の所得 ㊵×㊷/㊶	㊸	

備考

第六号様式別表五(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第五条関係)



12

B

01						
02						
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						

第6号様式別表5記載要領

1　この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。)第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

2　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

4　「法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

5　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあってはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号イに掲げる法人に限る。)にあっては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

6　「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

7　「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外

国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

8　法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の各欄は記載しないこと。

9　外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

10　「外国の事業に帰属する所得」又は「非課税等所得」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。